

## 品川区産後家事育児支援訪問費助成事業実施要綱

- 制定 平成 28 年 3 月 10 日 区長決定  
要綱第 101 号
- 改正 平成 29 年 1 月 17 日 区長決定  
要綱第 4 号
- 改正 平成 30 年 1 月 15 日 区長決定  
要綱第 1 号
- 改正 平成 31 年 1 月 18 日 部長決定  
要綱第 34 号
- 改正 令和 2 年 2 月 25 日 部長決定  
要綱第 26 号
- 改正 令和 3 年 2 月 8 日 区長決定  
要綱第 27 号
- 改正 令和 4 年 1 月 14 日 区長決定  
要綱第 4 号
- 改正 令和 5 年 1 月 20 日 区長決定  
要綱第 11 号
- 改正 令和 5 年 3 月 15 日 区長決定  
要綱第 53 号
- 改正 令和 6 年 1 月 9 日 区長決定  
要綱第 19 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、生後 1 年未満の乳児を養育している家庭が家事および育児等に対するサポートやアドバイス（以下「支援サービス」という。）を受けるために区が別に定める事業者（以下「事業者」という。）に支払った費用に対し、予算の範囲内でその経費の一部を助成することにより、もって育児の不安を解消し、養育者と子の安定した愛着形成を進めることを目的とする。

### (年齢の定義)

第 2 条 年齢の計算は、年齢計算ニ関スル法律(明治 35 年法律第 50 号)に定めるところによる。

### (助成対象者)

第 3 条 助成を受けることができる者は、区内に住所を有する生後 1 年未満の乳児（以下「対象児」という。）を養育している者（以下「利用者」という。）であり、

かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、区長が特に認めたものについては、この限りでない。

- (1) 第1条の支援サービスを対象児の誕生日から満1歳に至る日の前日までに利用し、事業者が費用の支払いを行った者
- (2) 第1条の支援サービスの利用に向けた事業者との打ち合わせ（以下「プランニング」という。）を産前または対象児の誕生日から満1歳に至る日の前日までに利用し、事業者が費用の支払いを行った者

（助成内容）

第4条 助成の対象となる支援サービスは、事業者が利用者の自宅を訪問し、心身のケア、日常の家事・育児支援、外出時の補助その他必要な支援を行うサービスとする。ただし、保護者不在時の子どもの一時預かりについてはこの限りでない。

（助成金額）

第5条 支援サービスに関する助成金額は、支援サービスを利用した時間数のうち1時間の利用につき2,700円とする。この場合において、利用者が支援サービスを受けるために事業者が支払った費用が助成金額を下回る場合には、当該費用を助成金額とする。

- 2 プランニングに関する助成金額は、プランニングの利用につき1,000円とし、1回を限度とする。

（助成時間）

第6条 支援サービスの利用時間は、次の各号に掲げる対象児の区分に応じ、当該各号に定める時間数を限度とする。

- (1) 第1子 60時間
- (2) 第2子以降（出生時の兄または姉の年齢が3歳未満である場合） 180時間
- (3) 第2子以降（出生時の兄または姉の年齢が3歳以上である場合） 60時間

（交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする利用者は、支援サービスまたはプランニング利用後30日以内に、品川区産後家事育児支援訪問費助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添付の上、区長に提出するものとする。ただし、他の制度で同種の助成を受けた場合は、重複して申請することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、プランニングのみの利用で交付申請書を提出する場合は、対象児の誕生日（出産に至らなかった場合は出産予定日を含む。）から1年以内に提出するものとする。
- 3 前2項の助成金の交付を受けようとする利用者は、あらかじめ事業者から交付申

請書の所定の欄に支援サービスまたはプランニングを受けたことの証明を受けなければならない。

- 4 第1項の交付申請のうち支援サービスに関しては、前条に規定する時間の限度内において複数回行うことができる。

(交付決定等)

第8条 区長は、前条の交付申請書を受理した場合は、申請の内容を審査し、助成することを適当と認めたときは、助成金の交付決定を行い、品川区産後家事育児支援訪問費助成金交付決定通知書（様式第2号）により利用者に通知するとともに、すみやかに助成金の交付を行うものとする。

- 2 区長は、助成することを不適當と認めたときは、品川区産後家事育児支援訪問費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

(交付決定の取消しおよび助成金の返還)

第9条 区長は、利用者が偽りその他不正の手段により助成金の承認を受けたときは、助成金の承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により承認決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、区長は、期限を定めて当該助成金の全額を返還させることができる。

(返還加算金)

第10条 前条第2項の規定により助成金の返還請求を受けた利用者は、助成金の交付を受けた日から返還する日までの日数に応じ、当該助成金額につき法定利率の割合を乗じた額を加算して返還しなければならないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）以後に出産の日から満6か月に至る日が到来した者に係る支援サービスの費用の助成について適用し、適用日前に出産の日から満6か月に至る日が到来した者に係る支援サービスの費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の適用の際、この要綱による改正前の各要綱の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお当分の間使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条の規定のうち多胎出産をした者の限度時間については、この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）以後に出産の日から満6か月に至る日が到来した者に係る支援サービスの費用の助成について適用し、適用日前に出産の日から満6か月に至る日が到来した者に係る支援サービスの費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の適用の際、この要綱による改正前の各要綱の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお当分の間使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、この要綱による改正前の各要綱の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお当分の間使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、この要綱による改正前の各要綱の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお、当分の間使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第2条、第4条、第5条および第6条の規定は、この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）以後に利用した支援サービスの費用の助成について適用し、適用日前に利用した支援サービスの費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の適用の際、この要綱による改正前の各要綱の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお、当分の間使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第2条および第5条の規定は、この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）以後に利用した支援サービスの費用の助成について適用し、適用日前に利用した支援サービスの費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の適用の際、この要綱による改正前の各要綱の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお、当分の間使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第1条、第2条、第3条、第6条、第7条および別表の規定は、この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）以後に利用した支援サービスの費用の助成について適用し、適用日前に利用した支援サービスの費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の適用の際、この要綱による改正前の各要綱の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお、当分の間使用することができる。

## 付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第6条の規定は、この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）以後に対象児で満1歳に至る日の前日が到来した者に係る支援サービスの費用の助成について適用し、適用日前に対象児で満1歳に至る日の前日が到来した者に係る支援サービスの費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の適用の際、この要綱による改正前の各要綱の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお、当分の間使用することができる。